

令和 8 年度蘭越町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町のすべての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める特例会社

イ 次に掲げる要件のすべてを満たす重度障害者多数雇用事業所

- ・ 障害者の雇用数が 5 人以上
- ・ 障害者の割合が従業員の 20 パーセント以上
- ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 パーセント以上

(4) 在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

5 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を庁内各課局に積極的に提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品等については、引き続き当該障害者就労施設等から調達を行うよう努めるものとする。

- (3) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 の規定による随意契約制度を適正に活用するものとする。
- (4) 障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。
- (5) 調達に当たっては、地元商店等に十分配慮しながら進めるものとする。

6 調達の目標

令和 8 年度の優先調達の目標を、次のとおり設定する。

目標額 900 千円

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、住民福祉課が行う。